

第 1 4 5 号議案

足立区教育相談センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区教育相談センター条例の一部を改正する条例

足立区教育相談センター条例（平成 5 年足立区条例第 3 5 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中「竹の塚二丁目 2 5 番 2 1 号」を「梅島三丁目 2 8 番 8 号」
に改める。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号
とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 特別支援教育の推進に関すること。

第 4 条各号列記以外の部分中「次の施設」を「研修室」に改め、同条
各号を削る。

第 1 0 条第 3 号中「教育委員会規則」の次に「（以下「規則」という。）」
を加える。

第 1 3 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

施設名	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 午後 零時 3 0 分	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
研修室 1	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円
研修室 2	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円

研修室 3	4,500円	5,800円	7,000円	1万5,900円
-------	--------	--------	--------	----------

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会が定める額とする。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、平成21年4月1日から施行の日までの間、改正後の足立区教育相談センター条例の規定の定めるところにより、使用の承認をすることができる。
- 2 この条例による改正前の足立区教育相談センター条例第4条に規定する施設の使用は、平成21年4月30日をもって終了する。

(提案理由)

教育相談センターの位置を変更し、事業を拡大するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。